

令和7年11月1日 制定

## 関西福祉科学大学・関西女子短期大学における 公的研究費の不正防止に関する基本方針

関西福祉科学大学・関西女子短期大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、本学における公的研究費の不正防止に関する基本方針を以下のとおり定めます。

### 1. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適切に行うため、機関内の運営・管理に関わる責任体制を以下の通り明確に定め、関連諸規程とともにホームページ等でこれを公表します。

最高管理責任者：学長

統括管理責任者：副学長（研究統括）、事務局長（事務統括）

コンプライアンス推進責任者：総務部長

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

#### （1）コンプライアンス教育・啓発活動の実施

公的研究費の受領・使用にあたっての責務・心構え、公的研究費の使用ルール、事務手続き、不正防止の取り組み等について、コンプライアンス教育や啓発活動を通じて学内に周知し、責任ある行動を促します。

#### （2）ルールの明確化・統一化

公的研究費の適正な運用のため、規程及びマニュアル等を整備し、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に周知します。

#### （3）職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任を定め、理解の共有を図ります。

#### （4）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

公的研究費の不正使用に係る調査ならびに懲戒について、規程を定め、明確化かつ透明化を図ります。また、公的研究費の不正使用に関する学内外からの通報窓口を大学事務局総務部に設置します。

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正使用を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定・実施・公表します。

また、必要に応じて不正防止計画の見直しを行います。

#### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、毎年度改正される公的研究費の執行に関する学内ルールを定めた公的研究費事務処理マニュアルに基づいた適正な執行を行います。

#### 5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費にかかる本学内外からの相談を受けるため、相談窓口を大学事務局総務部に設置します。また、公的研究費の不正使用防止への取組に関する本学の方針等について、学内に周知するとともにHPにて外部に公開します。

#### 6. モニタリングの在り方

不正発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備し、定期的に内部監査を実施します。

以上